

2026年度 東京科学大学基金
「医歯学総合研究科・保健衛生学研究科大学院学生研究奨励賞」
による派遣学生募集要項

1. 趣旨

所属研究分野において優れた研究活動を行い、評価の高い成果を挙げ、将来研究者としての活躍が期待できる医歯学総合研究科・保健衛生学研究科所属の大学院生を対象に、海外研修の機会を提供し、世界をリードする研究者、研究心旺盛な高度専門医療人の育成に役立てることを目的とする。

2. 募集期間

2025年11月5日（水）～~~11月28日（金）17：00~~（期限厳守）
~~12月23日（火）17：00~~に延長

3. 派遣対象学生及び派遣予定者数

2026年4月1日現在、別表の条件を満たす博士課程の学生。派遣予定者数は下記の通り。海外派遣期間は2週間（14日）以上を対象とする。ただし、長期履修学生、在学期間延長学生及び留学生を除くものとする。

4. 奨励金

20万円～（派遣日数ごとに加算）※上限50万円

5. 奨励金支給方法・時期

派遣学生として決定した後、航空券の控え及び受入機関による受入許可書等から派遣日数を換算し、定められた奨励金支給金額を本人名義の銀行等の預金口座に入金する。

派遣学生決定の連絡は2月末頃を予定。なお、航空券の控え及び受入機関による受入承諾書等を基とした派遣期間確定後の支給となるため、渡航前に奨励金を支給できない場合がある。

6. 他の奨学金との併給

(1) 日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）奨学金（以下、「JASSO 奨学金」という。）の申請が可能な派遣学生は、原則 JASSO 奨学金の申請も行うこととする。

（ただし、JASSO 奨学金及び本奨励金の合計額は奨励金支給決定額と同額となるため、支給総額に変更は生じない。なお、この場合本奨励金と JASSO 奨学金の支給時期は異なる。詳細については、担当事務に確認のこと。）

(2) 文部科学省・日本学生支援機構が実施するトビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム及び東京都が2026年度から開始を予定している東京グローバル・パスポート採用者への本奨励金支給は不可。

(3) 医歯学総合研究科医歯学系専攻（医学系）MD-PHD コース所属学生のうち、iBSc プログラム派遣学生への本奨励金支給は不可。

(4) 本制度の奨励金や JASSO 海外留学支援制度以外の「海外留学のためのその他の奨学金」を受給している、または申請を検討している場合は、応募時に申告すること。また、当該の奨学金側のルールで、本制度の奨励金との併給に問題がないことをあらかじめ確認すること。

7. 応募の手続き

以下、Forms のリンクより必要事項を記入の上、以下を添付のうえ応募する
<https://forms.office.com/r/gVPJQYYufJ>

【応募申請提出書類】

- (1) 奨励賞 応募用紙（様式1）

応募理由・研修計画概要は日本語で、研修目的は英語で作成すること。

- (2) 業績目録（様式2）

- (3) 英語コミュニケーション能力試験スコア（TOEFL、TOEIC他・控え可）

※その他すでに海外研修機関長からの受入承諾に関する書類等あれば併せて提出すること。

申請書類等は、WebClass または以下リンクからダウンロードすること。

WebClass

EAR19010 湯島海外留学グループ

>>1. 【全学部・院生共通】海外渡航・派遣学生 確認必須項目

>>5. 海外研修奨励賞情報（募集要項・応募書類）>>第3章 応募書類（全学生共通）

旧東京医科歯科大学ホームページ

http://www.tmd.ac.jp/international/prospective/66_5e6ec8fea2793/index.html

【応募についての注意点】

- (1) 原則派遣先での研修等に参加する日数が14日未満の渡航は支援の対象とならない。
- (2) 海外研修期間等が未定の場合は、応募用紙に〈予定〉と明記の上、正式に決定し次第、更新して提出すること。変更があった場合においても同様とする。
※応募申請時の計画書記載からの大幅な期間変更は、原則認められない。
- (3) 英語コミュニケーション能力試験スコアは、受験後2年以内（2023年10月以降）のものとする。
- (4) 選考にあたっては、10分程度のプレゼンテーションを行う場合がある。プレゼンテーションの有無、日時等詳細については、別途該当者へ通知する。

8. 渡航前後の必要手続き等について

- (1) 派遣が決定した後でも、各派遣先の所在国及び周辺国の治安状況、国際情勢等（外務省が発する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）等に基づく）によって、渡航の延期、中止、途中での帰国を命ずることがある。詳細は、「東京科学大生のための安全な海外渡航の手引き」を参照のこと。その場合の旅費及び手数料等は、原則自己負担となる。
(https://www.tmd.ac.jp/international/prospective/66_5e6ec875b6176/)
- (2) 支給対象となる渡航について、日数等の確認のため必ず事前に下記担当事務に相談すること。なお、応募申請時の計画書記載からの大幅な期間変更は、原則認められない。
- (3) 下記担当事務が実施する、海外渡航事前オリエンテーションに参加すること。（別途日時指定）
- (4) 派遣決定後、緊急連絡先調査表等必要書類の提出等を進めること。（詳細は追って連絡）また、渡航にあたり、危機管理の観点から大学が指定する危機管理サービス（費用は大学負担）及び海外旅行保険（費用は学生の自己負担）への加入は必須とする。他、必要に応じてワクチン接種、ビザ申請等、自身の責任で行うこと。
- (5) 海外留学にかかる手続き全般にかかる下記担当事務と派遣学生間の連絡は主にメールで行う。派遣学生はメールボックスをこまめに確認し、所定の事務手続き等への速やかな対応、及び海外滞在時の連絡等が滞ることのないようにすること。
- (6) 渡航後、別に定める海外研修報告書等指示された書類を、帰国後1ヶ月以内に担当事務へ提出すること。また、アンケート調査への回答、広報雑誌関連等への掲載、大学説明会等への参加や、後輩学生への情報提供等、積極的に大学の教育活動に協力すること。将来的には海外とのネットワークなどを生かして本学の国際交流の発展に貢献すること。

9. その他留意事項

- (1) 出国は、原則 2026 年度内とする。但し、天災その他やむを得ない事情により 2026 年度内の渡航が困難な場合は、卒業する年度まで期間の延長を認める場合がある。(その場合は、卒業までに帰国して報告書類を提出すること。)
- (2) 留学生の申請は不可とする。

記

1. 2018年4月1日以降に、本学の以下の専攻に在籍する者

(1) 医歯学総合研究科医歯学専攻	博士課程 2 年次以上	8 名以内
(2) 医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻	博士課程 2 年次以上	2 名以内
(3) 医歯学総合研究科国際連携医学系専攻・歯学系専攻	博士課程 2 年次以上	1 名以内
(4) 保健衛生学研究科 看護先進科学専攻及び共同災害看護学専攻	博士課程 3 年次以上	1 名以内

2. 2018年3月31日以前より本学の以下の専攻に在籍する者

(1) 医歯学総合研究科医歯学系専攻（医学系）	博士課程 2 年次以上	5 名以内
(2) 医歯学総合研究科医歯学系専攻（歯学系）	博士課程 2 年次以上	3 名以内
(3) 医歯学総合研究科生命理工学系専攻	博士課程 2 年次以上	1 名以内
(4) 保健衛生学研究科 看護先進科学専攻及び共同災害看護学専攻 検査技術学専攻	博士課程 3 年次以上 博士課程（後期） 3 年次以上	1 名以内

なお、最大派遣予定者数は、上記 1・2 を合わせて 12 名以内とする。

担当事務（関係書類の提出及び問い合わせ先）：

国際教育課 湯島海外留学グループ（1号館西4階）

TEL：03-5803-5870（内線：5870）

E-mail：ossu@ml.tmd.ac.jp